

4 扶養手当

扶養親族のある職員に支給する。

条例第10条
第11条

(1) 扶養親族の要件

(ア) 次に掲げる者で、他に生計のみちがなく主として職員の扶養を受けているもの

条例第10条第2項

- (i) 配偶者（内縁関係にある者を含む。）
- (ii) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (iii) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (iv) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (v) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (vi) 重度心身障害者（心身の障害の程度が終身労務に服することができない程度である者）

(イ) 扶養親族とすることができない者

規則7—9第2条

(i) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当（名称のいかんにかかわらず扶養手当と同様の趣旨で支給される手当をいう。）の支給の基礎となっている者

[昭和61年通知
第4号]

(ii) 年額1,300,000円以上の恒常的な所得（給与所得、事業所得、不動産所得等の継続的に収入のある所得をいう。）があると見込まれる者

（注）所得の金額の算定は、課税上の所得の金額の計算に関係なく、扶養親族として認定しようとする者の年間における総収入金額によるものとする。

ただし、事業所得、不動産所得等で、当該所得を得るために人件費、修理費、管理費等の経費の支出を要するものについては、社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費の実額を控除した額によるものとする。

(2) 支給額（月額）

(ア) 配偶者 6,500円（行政職給料表8級、公安職給料表9級及び研究職給料表5級の職員は3,500円）

条例第10条第3項

(イ) 子 1人につき10,000円

(ウ) 父母等 1人につき6,500円（行政職給料表8級、公安職給料表9級及び研究職給料表5級の職員は3,500円）

(エ) 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算

条例第10条第4項

(オ) 行政職給料表9级以上及び医療職給料表（一）4級の職員には、子に係る手当を除き不支給

条例第10条第1項

(3) 支給手続

条例第11条第2項
第3項

(ア) 届出関係

要件を具備した日から15日（注）以内

（注）災害その他職員の責めに帰することができない事由により、職員が届出を行うことができないと認められる期間は、「15日」の期間に含まれないものとする。

[昭和61年通知
第4号]

なお、「15日」の期間に含まれるか否かの判断については、個別に事情を参酌した上で判断すべきものであるが、少なくとも以下に掲げる事項を満たしている必要がある。

- (i) 職員に虚偽申告や故意の事実隠蔽がないこと
- (ii) 職員が届出の必要性を認識できなかったこと（単に届出を失念していた場合は当てはまらない。）
- (iii) 実態上要件を具備していたことが客観的な資料により確認できること

(イ) 支給の始期及び終期

要件を具備した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）

から開始し、要件を欠いたときは、要件を欠いた日（注１）の属する月（その日が月の初日であるときは、その属する月の前月）をもって終わる。ただし、届出が要件を具備した日から１５日を経過した後になされたときは、その支給の開始については、届出を受理した日（注２）の属する月の翌月（受理した日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行う。

（注１）職員の扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合の当該事実の生じた日

- １ 子、孫及び弟妹の場合は、満２２歳の誕生日後の最初の４月１日が要件を欠くに至った日となる。
- ２ 遡及して扶養親族としての要件を欠くに至る場合は、職員又は当該扶養親族がその事実の生じたことを了知し得べきこととなった日（年金の額を遡及して改定する旨の通知を同居の家族が受領した日等を含む。）をもって事実の生じた日とする。

〔 昭和６１年通知
第４号 〕

（注２）「届出を受理した日」とは、届出を受け付けた日をさすものとする。ただし、職員が遠隔又は交通不便の地にあるため届出書類の送達に時日を要する場合にあつては、職員が届出書類を実際に発送した日を「届出を受理した日」とみなして取り扱うことができる。

（ウ）支給額の改定の時期

額の改定の事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日のときは、その日の属する月）から改定する。ただし、増額の改定の場合は、前記（イ）ただし書を準用する。

（４）支給方法

給料の支給方法に準じて支給する。ただし、転勤等により異動した場合には、月の初日に職員が所属する課所においてその月分を支給する。

規則７—０第６条
第１項、第２項